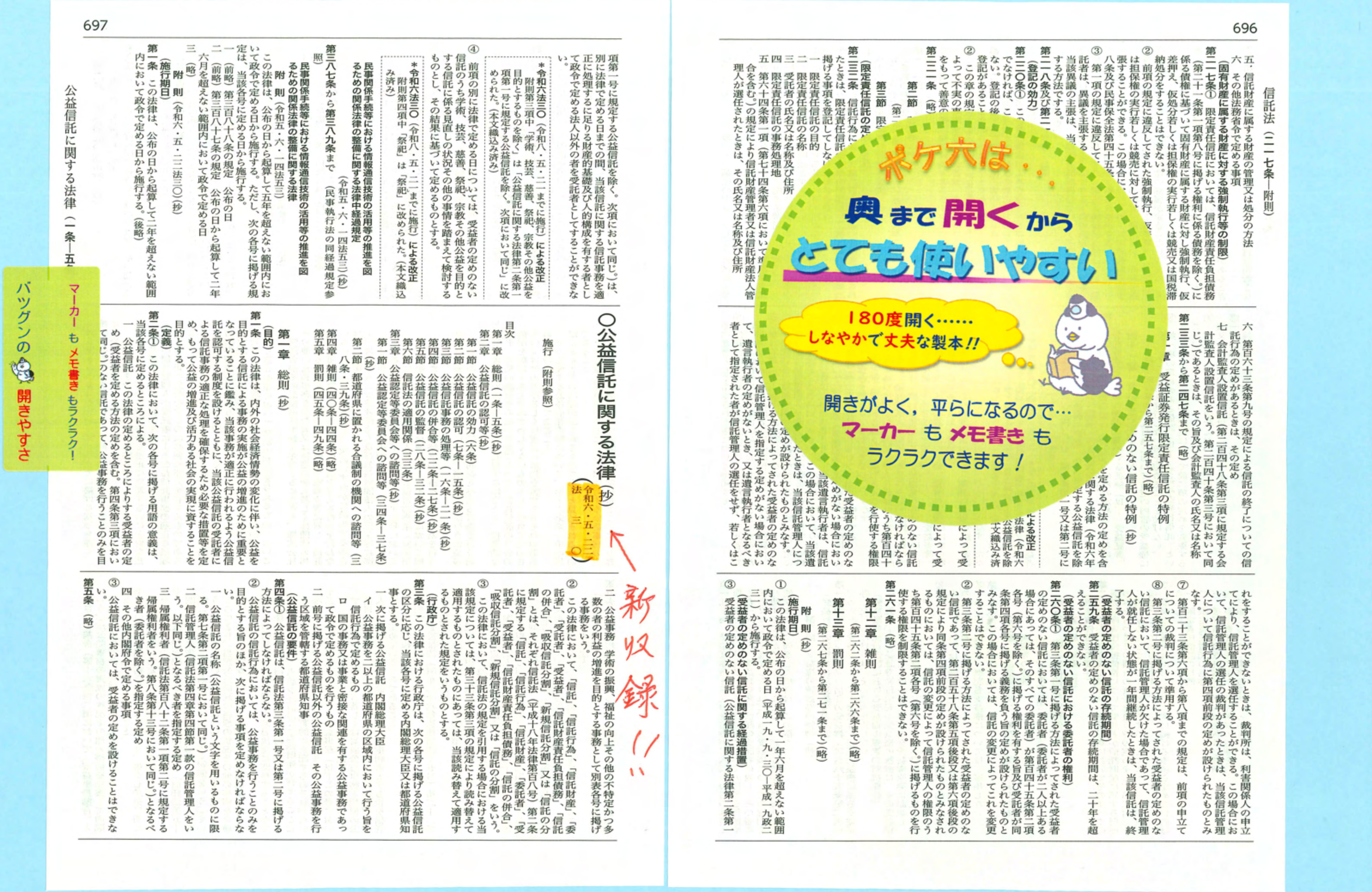

五　信託財産に属する財産の管理又は処分の方法

六　その他法務省令で定める事項

（固有財産に属する財産に対する強制執行等の制限）

第二一七条①　限定責任信託においては、信託財産責任負担債務（第二十一条第一項第八号に掲げる権利に係る債務を除く。）に係る債権に基づいて固有財産に属する財産に対し強制執行、仮差押え、仮処分若しくは担保権の実行若しくは競売又は国税滞納処分をすることはできない。

②　前項の規定に違反してされた強制執行、仮

は担保権の実行若しくは競売に対して

張することができる。この場合に

八条及び民事保全法第四十五条

③　第一項の規定に違反して

託者は、異議を主張する

当該異議の主張は、当

する方法でする。

第二一八条及び第二

（登記の効力）

第二二〇条①　この

でなければ、こ

ない。登記の後

登記があるこ

②　この章の規定

よって不実の事

をもって善意の

第二二一条　（略）

第二節

（第二

第三節　限定

（限定責任信託の定

第二三二条　信託行為に

たときは、限定責任信託

掲げる事項を登記してしな

一　限定責任信託の目的

二　限定責任信託の名称

三　受託者の氏名又は名称及び住所

四　限定責任信託の事務処理地

五　第六十四条第一項（第七十四条第六項において準

合を含む。）の規定により信託財産管理者又は信託財産法人管理人が選任されたときは、その氏名又は名称及び住所

六　第百六十三条第九号の規定による信託の終了についての信託行為の定めがあるときは、その定め

七　会計監査人設置信託（第二百四十八条第三項に規定する会計監査人設置信託をいう。第二百四十条第三号において同じ。）であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

第二三三条から第二四七条まで　（略）

章　受益証券発行限定責任信託の特例

から第二五七条まで）（略）

めのない信託の特例（抄）

を定める方法の定めを含

関する法律（令和六年

定する公益信託を除

一号又は第二号に

による改正

法律（令和六

公益信託を除

本文織込み済

によって受

によって受

のない信託

なければなら

うち第百四十

を行使する権限

受益者の定めのな

めがない場合におい

当該遺言執行者は、信託

この場合において、当該遺

たときは、当該信託管理人につ

定めが設けられたものとみなす。

る方法によってされた受益者の定めのな

において信託管理人を指定する定めがない場合におい

て、遺言執行者の定めがないとき、又は遺言執行者となるべき者として指定された者が信託管理人の選任をせず、若しくはこれをすることができないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、信託管理人を選任することができる。この場合において、信託管理人の選任の裁判があったときは、当該信託管理人について信託行為に第四項前段の定めが設けられたものとみなす。

⑦　第百二十三条第六項から第八項までの規定は、前項の申立てについての裁判について準用する。

⑧　第三条第二号に掲げる方法によってされた受益者の定めのない信託において、信託管理人が欠けた場合であって、信託管理人が就任しない状態が一年間継続したときは、当該信託は、終了する。

（受益者の定めのない信託の存続期間）

第二五九条　受益者の定めのない信託の存続期間は、二十年を超えることができない。

（受益者の定めのない信託における委託者の権利）

第二六〇条①　第三条第一号に掲げる方法によってされた受益者の定めのない信託においては、委託者（委託者が二人以上ある場合にあっては、そのすべての委託者）が第百四十五条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる権利を有する旨及び受託者が同条第四項各号に掲げる義務を負う旨の定めが設けられたものとみなす。この場合においては、信託の変更によってこれを変更することはできない。

②　第三条第二号に掲げる方法によってされた受益者の定めのない信託であって、第二百五十八条第五項後段又は第六項後段の規定により同条第四項前段の定めが設けられたものとみなされるものにおいては、信託の変更によって信託管理人の権限のうち第百四十五条第二項各号（第六号を除く。）に掲げるものを行使する権限を制限することはできない。

第二六一条　（略）

第十二章　雑則

（第二六二条から第二六六条まで）（略）

第十三章　罰則

（第二六七条から第二七一条まで）（略）

附　則（抄）

（施行期日）

①　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（平成一九・九・三〇―平成一九政二三一）から施行する。

（受益者の定めのない信託に関する経過措置）

③　受益者の定めのない信託（公益信託に関する法律第二条第一

項第一号に規定する公益信託を除く。次項において同じ。）は、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を受託者とすることができない。

＊令和六法三〇（令和八・五・二一までに施行）による改正
附則第三項中「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とするものを除く」は「公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託を除く。次項において同じ」に改められた。（本文織込み済み）

④　前項の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものとし、その結果に基づいて定めるものとする。

＊令和六法三〇（令和八・五・二一までに施行）による改正
附則第四項中「祭祀」は「祭祀」に改められた。（本文織込み済み）

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律中経過規定
（令和五・六・一四法五三）（抄）

第三八七条から第三八九条まで　（民事執行法の同経過規定参照）

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

附　則（令和五・六・一四法五三）

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　（前略）第三百八十八条の規定　公布の日

二　（前略）第三百八十七条の規定　公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三　（略）

附　則（令和六・五・二二法三〇）（抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（後略）

○公益信託に関する法律（抄）（令和六・五・二二法三〇）

新収録!!

施行（附則参照）

目次

第一章　総則（一条―五条）（抄）
第二章　公益信託の認可等（抄）
　第一節　公益信託の効力（六条）
　第二節　公益信託の認可（七条―一五条）（抄）
　第三節　公益信託事務の処理等（一六条―二一条）（抄）
　第四節　公益信託の併合等（二二条―二七条）（抄）
　第五節　公益信託の監督（二八条―三二条）（抄）
　第六節　信託法の適用関係（三三条）
第三章　公益認定等委員会等への諮問等（抄）
　第一節　公益認定等委員会への諮問等（三四条―三七条）（抄）
　第二節　都道府県に置かれる合議制の機関への諮問等（三八条・三九条）（抄）
第四章　雑則（四〇条―四四条）（略）
第五章　罰則（四五条―四九条）（略）

第一章　総則（抄）

（目的）

第一条　この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、公益を目的とする信託による事務の実施が公益の増進のために重要となっていることに鑑み、当該事務が適正に行われるよう公益信託を認可する制度を設けるとともに、当該公益信託の受託者による信託事務の適正な処理を確保するため必要な措置等を定め、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条①　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　公益信託　この法律の定めるところによりする受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。第四条第三項において同じ。）のない信託であって、公益事務を行うことのみを目

二　公益事務　学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいう。

②　この法律において、「信託」、「信託行為」、「信託財産」、「委託者」、「受託者」、「受益者」、「信託財産責任負担債務」、「信託の併合」、「吸収信託分割」、「新規信託分割」又は「信託の分割」とは、それぞれ信託法（平成十八年法律第百八号）第二条に規定する「信託」、「信託行為」、「信託財産」、「委託者」、「受託者」、「受益者」、「信託財産責任負担債務」、「信託の併合」、「吸収信託分割」、「新規信託分割」又は「信託の分割」をいう。

③　この法律において、信託法の規定を引用する場合における当該規定については、第三十三条第三項の規定により読み替えて適用するものとされたものにあっては、当該読み替えて適用するものとされた規定をいうものとする。

（行政庁）

第三条　この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益信託の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

一　次に掲げる公益信託　内閣総理大臣
　イ　公益事務を二以上の都道府県の区域内において行う旨を信託行為で定めるもの
　ロ　国の事務又は事業と密接な関連を有する公益事務であって政令で定めるものを行うもの

二　前号に掲げる公益信託以外の公益信託　その公益事務を行う区域を管轄する都道府県知事

（公益信託の要件）

第四条①　公益信託は、信託法第三条第一号又は第二号に掲げる方法によってしなければならない。

②　公益信託の信託行為においては、公益事務を行うことのみを目的とする旨のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　公益信託の名称（公益信託という文字を用いるものに限る。第七条第二項第一号において同じ。）

二　信託管理人（信託法第四章第四節第一款の信託管理人をいう。以下同じ。）となるべき者を指定する定め

三　帰属権利者（信託法第百八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者をいう。第八条第十三号において同じ。）となるべき者（委託者を除く。）を指定する定め

四　その他内閣府令で定める事項

③　公益信託においては、受益者の定めを設けることはできない。

第五条　（略）

ポケ六は・・・

奥まで開くから

とても使いやすい

180度開く……
しなやかで丈夫な製本!!

開きがよく，平らになるので…
マーカー も メモ書き も
ラクラクできます！

マーカー も メモ書き もラクラク！

バツグンの 開きやすさ